

放置自転車対策の条例改正について（案）

1. 原動機付自転車について

多くの自治体で行われている原付の移送を実施し、移送手数料は1台につき4,000円とします。

【現状】原動付自転車に関する記載はなし

2. 放置自転車整理区域外の放置自転車について

条例に道路のほか、公園等の公共施設の放置自転車の撤去について規定します。

市内全域を放置自転車整理区域とし、現在放置自転車の啓発・撤去作業を行っている場所は、重点地区とします。

【現状】放置自転車整理区域（市内3駅周辺）のみが移送手数料徴収対象で区域外の自転車は撤去手数料を徴収していない。

3. 大型店舗等の自転車駐車場附置義務について

他市の例に倣い、違反に対する立入検査、措置命令、罰則（違反者の公表）について規定します。また、建築延面積についても、現在一律500㎡になっているところ、

大規模小売店舗等 : 400㎡

銀行等金融機関 : 500㎡

遊技場等 : 300㎡

とします。詳細は下図参照。なお、改正前に設置済みの施設については、改正後の規定は適用しません。

【現状】商業地域及び近隣商業地域内において、大型店舗等を新築又は増築する場合で建築延面積が500平方メートル以上の建築物を対象。詳細は下図参照。立入検査、措置命令、罰則はなし。

スーパーマーケット各種商品小売業等	延床面積 10平方メートルにつき、1台以上とする。
銀行等金融機関	延床面積 20平方メートルにつき、1台以上とする。
遊技場	延床面積 15平方メートルにつき、1台以上とする。
上記の用途に分類されないもの	延床面積 20平方メートルにつき、1台以上とする。
複合用途	上記のそれぞれの用途に該当する台数を算出し加えた数以上とする。

以上